

論
説

福祉国家体制の再編に関する一考察

—「ジェンダー」の視点から—

生涯学習教育研究センター 上野 眞也

はじめに

戦後の先進諸国は、保守も革新勢力も経済成長と完全雇用を確保し社会保障を充実させる福祉国家体制の充実に
ついて合意してきたが、七〇年代半ば以降の福祉国家の経済的行き詰まりから「福祉国家の危機」を転機に福祉の
後退や納税者の氾濫などが起きた。多くの国家では経済・社会政策として新保守主義的改革や社会民主主義的改革
の取り組みを行うことで、社会保障制度を含む福祉国家体制を再編しようとしている。これまで現代の福祉国家体
制については、その基本原理に基づいて幾つかのモデル化と分析が行われてきた。本論文は、その諸モデルの福祉
国家体制が内包しているジェンダー構造に焦点を当て、福祉国家の再構築に向けた政策の変化によってどのような

影響があるのかということテーマとする。

第一章では、福祉国家体制のモデル研究をジェンダーの視点から確認し、日本はどのような特徴をもった福祉国家レジームに位置づけられるかについて考える。次に第二章では、経済の低成長や社会保障コストの増大という環境下で、それぞれのタイプの国家が福祉国家体制を維持するためにどのような雇用政策をとりうるのか、それはジェンダーの視点にどのような影響をもつのかを検討する。第三章では、日本の福祉国家体制を再編させようとする政策の方向性と、政府のジェンダー政策により生まれる新たな国家レジームのジェンダー構造を明らかにする。

第一章 ジェンダーから見る福祉国家モデル

先進諸国の比較福祉国家研究として、ウイレンスキー¹⁾、ティトマス、エスピノーアンデルセン²⁾、ピアソン³⁾などが福祉国家体制の基本原理や制度、文化特性についてモデル化を試みてきた。これらの研究は多国間の統計データを駆使し、また国家内の権力構造を考慮して分析するものであり、その中でも権力資源モデルの代表例であるエスピノーアンデルセンは保守主義モデル、自由主義モデル、社会民主主義モデルに福祉国家を類型化した⁴⁾。フランスやドイツなど保守主義モデルの国は、社会保険により運営される社会保障制度を基礎とし、労働者の所得保障を福祉国家の目的とする。アメリカやイギリスなど自由主義モデルの国は、貧困と失業の緩和を社会保障の目的とし、社会保障の対象は所得調査(ミーンズテスト)により選別された者となる。スウェーデンなどスカンジナビア諸国に代表される社会民主主義モデルは、平等、普遍的所得再分配、所得保障を目的とし、税による均一給付を原則とし

ている。

しかしこの分析には、女性、環境、平和などのニュー・ポリテイクスの視点に関する配慮はない。戦後の生活水準の向上とともに、人々の価値観は「物質主義的」なものから「脱物質主義的」なものへと変化し、政策の中にもそのような新しい価値観を反映することが要求されるようになってきた。特にヨーロッパにおける「緑の党」の台頭などは、政治的アジェンダの質的な変化を象徴するものであり社会民主主義政党を始め既存政党の政策へ大きな変化をもたらしている。既に従来の「左—右」、「大きな政府—小さな政府」という対抗軸だけでは、「福祉国家の危機」を経て新たな局面で再編しつつある現代福祉国家を一面的にしかとらえることができないと考えられる。

戦後の先進諸国における福祉国家の発展は、巨視的に見れば労働者や女性、マイノリティー、障害者などに対して幅広く寛容な社会権の市民権の拡大を行ってきた。これはエスピノーアンデルセンが分析に用いた「労働の脱商品化」と「階層化」の変数に関わるものであり、福祉国家は新中間階層の増大とともに社会保障を恩恵・慈善的なものから社会権へとその理念を発達させてきたといえよう。しかし、微視的にジェンダーの視点から福祉国家の構造を見ると、エスピノーアンデルセンの国家レジームは「稼得者としての男性」と「主婦としての女性」という伝統的役割を前提としている。エスピノーアンデルセンはフェミニストからの批判に対し、「脱家族主義」という指標を新たに設け、福祉国家の充実によってどこまで家族の依存が軽減されるかを測定した³⁾。保守主義モデルの中でも家族主義の強いイタリア、スペイン、ポルトガル、日本などと他の保守主義のドイツ、フランスなどの差を比較した結果、別の国家レジームとしてモデル化するほどの大きな違いはないとしている。

日本が他国に比べ極めて効率的な社会保障費の支出により福祉国家の形成を行うことができたのは、脱商品化・脱家長制化が弱いという制度特性と西欧諸国より遅れて高齢化社会を迎えたということが理由の一つである。現

在日本では、西欧諸国が経験した以上の速さで進む成熟社会への対応として福祉国家の再構築が始まったと考えられる。エスピン＝アンデルセン・モデルへの批判としてジェンダーへの視点を欠くこと、日本の位置づけが明確でないことがあげられたが、新しい論文では日本型福祉国家を自由主義—残余主義モデルと保守主義—コーポラティズムモデルの双方が組合わさった独特の合成型であり、まだ西欧に比して完成段階に達していない発展途上にあると分析している。

福祉国家体制の成熟化に伴い社会保障の内容が救貧的な社会給付の要求から自立や自己実現などへと国家の積極的な関与を求めるものへと変化する中で、それぞれの国家体制の社会制度が予定している国家・市場・家庭の関係^①や、男性と女性の社会的役割が大きく変化した。家族は私的分野、市場は職能的連帯分野、国家は公権力の介入による分野に関係しているが、国家制度は女性と男性の生き方をそれぞれの国の伝統的な性別役割に基づき制度化したものであり、その三者の協力関係の違いにより異なった福祉国家構造を形成してきたとも言える。このようなジェンダーの視点による分析にとって、社会保障の制度設計における家庭・共同体の位置づけと、公的制度とインフォーマル・セクターの関係が重要な鍵となる。

それではこのような問題意識を前提として、次にA・シーロフの女性の働きやすさと国家政策の関係による福祉国家レジームの検討に進みたい。

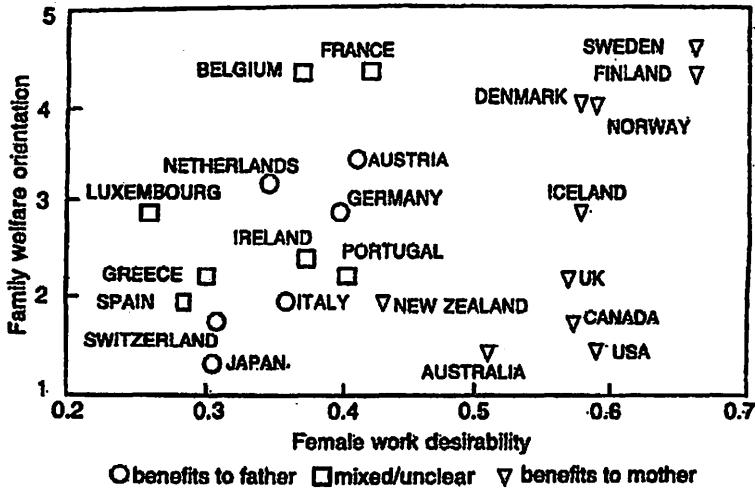
(シーロフの分析)

この福祉国家体制の分析方法は、女性の社会進出とそれらを促進するための施策の充実度という二変数によって、OECD加盟各国の統計データにより国家を分類したものである。横軸は無償労働からの自由と有償労働への自由

という観点に注目して男女賃金格差や男女の雇用と失業の比率をスケール化した「女性の働きやすさ」を表し、縦軸は社会保障費、家族政策費、児童福祉、出産・育児休暇などの状況を国別順位でランク付けし「家族福祉施策の充実度」を表すものとして、図1のようなタイプロジーを導き出した。⁶⁾

図1の右上には、社会民主主義的な政策で家族福祉施策が充実しており、女性が社会に進出しやすいスキャンジナビア諸国などの国々が固まっている。右下には、女性の社会進出を促進する（あるいは中立的）が、そのための家事や育児などのサービスは市場により自己責任でまかなうべきであるとする、英国やアメリカ合衆国、カナダなどのアングロサクソンの国々が該当する。左上には、女性 は家庭で家事・育児に従事し、男性が外で稼ぐという性による役割分担が強固な国で、フランス、ドイツなどの欧州大陸国が位置する。左下には、

図1 女性に対する仕事と福祉のインセンティブ



Work and welfare incentives for women

Note: family welfare orientation represents the overall average as shown in Table 6.5. Female work desirability represents the multiplied score as shown in Table 6.4

出典 Alan Siaroff, "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology" Diane Sainsbury ed., Gendering Welfare States, p.94.

これらのいずれにも該当しない国々であるアイルランド、スペイン、ギリシャ、スイスなどの中央・南ヨーロッパの国々と日本が分類される。

図の右半分の国々は、主に個人の個性と能力を生かすため女性の社会進出を進め女性の独立を保障する「個人モデル」を中心とした国々となり、左側は性に基づく家族の役割分担を前提とし、男性が外で働き女性が家事・育児を担うことを基調とする家族の収入を確保する男性の優越性を推進する「稼得者モデル」の国々に分類される。

また、児童手当などの福祉給付についても、稼得者モデルの国々では多くが男性（父）になされているのに対し、個人モデルの国では全てが女性（母）になされる。このような福祉給付がいずれの性になされるのかということが、社会保障制度が男性を中心とした家庭（家父長制）に主眼を置くのか、個人に対して保障しようとするのかという制度構造の違いを明らかにする。このように福祉国家制度の基本原理の違いが女性の社会進出を促進したり抑制したりする効果を生じさせていることが推測される。

（セインスベリの分析）

また、セインスベリは、国家を稼得者（世帯主）モデルと（独立）個人モデルに分類することで、福祉国家に潜在するジェンダーバイアスを検出する¹¹。前者は家長である夫と被扶養者で専業主婦である妻による家族で構成され、年金や疾病保険などの社会保障は夫に付随し、税なども家督者を中心とする家族単位で取り扱われる。賃金も男性を優先したものとなり、育児は個人の責任で無償労働として位置づけられる。後者では家族における夫と妻はともに役割を分担するものであり、社会保障・税の単位はすべて個人単位に行われる。このため扶養控除などもなく、賃金も男女平等であり、育児については国の強いサポートが行われ、有償労働としてのサービスが充実している。そ

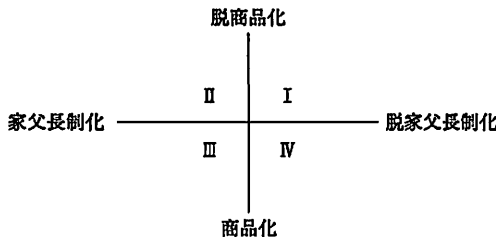
の結果、女性が男性と同じように働くことを基本としている。

この二分法は、性差の社会的関係に注目して個人単位か世帯単位かという家父長制関係を際立たせるもので福祉国家内の家族内部におけるジェンダー構造（権力関係）を考える際の中心的概念であるが、なぜそのような構造が形成されるのかという動態的な分析には別の変数が必要となる。シーロフやセインズベリの分析は、主に労働と家庭福祉のジェンダー間の不均衡を指標化することで、エスピノーアンデルセンの福祉国家体制の三類型を補完し深化させるものであるが、社会保障政策の支出額やその特徴によりジェンダーギャップを析出するという実証的方法にも、指標化にあたって各国の統一的な順位化が難しいこと、また国により異なる国家—市場—家庭の相互関係をマクロ的に評価することが難しいという限界が付きまといっている。¹²⁾

（武川の分析）

次に、武川は、現代福祉国家の新保守主義的再編やネオ・コーポラティズム的再編による変化について、深層部の変化を捉えるために資本制と家父長制の関係に注目する。資本主義にとって危機管理システムでもあった福祉国家体制では、労働力の商品化は不可欠の前提である。しかし、人間の生活には賃労働の対概念としての家事労働（無償労働）を常に伴っており、家父長制がそれらの関係を規定してきたことを看過できない。武川は図2のように、労働の商品化・脱商品化の軸と家父長制・脱家父長制の軸を用いて福祉国家体制の分析を

図2 武川モデル



資本制と家父長制から見た福祉国家の類型

出典：武川正吾『社会政策のなかの現代』、156頁。

行う。¹⁵⁾

このモデルの第Ⅰ象限には、スウェーデンやノルウェー、フィンランドなどスカンジナビア諸国が該当する。これらの国は脱商品化と脱家長制化が最も進んだ国であり、社会民主主義的な政策により完全雇用と経済成長をリンクさせた社会システムをとるため、国民全員が働き平等の利益配分を受けることを原理としている。¹⁶⁾とりわけスウェーデンの自由選択社会の構想は単なる均一給付ではなく労働の貢献度、労働期間によって年金や休暇などの条件がことなる競争的な意味を内包させており、女性にとつて専業主婦であることよりも労働することによって自己の社会保障の権利を向上させていく方が徳であるという選択をするような人間の功利主義的な側面も織り込んだ制度設計がなされている。これらの国では、家事・育児・介護等家族支援、いわゆる労働の再生産にかかる部分を市場化、外部化する政策が併せて進められることで女性の就労が当然視されるとともに、社会参加による権力資源の蓄積により女性の政治参加も非常に多くなる。

スカンジナビア諸国は、ジェンダーフリー社会の理想型と見なされることも多いが、現実には女性の労働が公的な福祉・医療・教育分野へ集中していること、¹⁷⁾また個人を中心とする社会であるため社会的規範や制度からの影響が少なく女性も自分の経済力を獲得していることから、家族関係の構築や解体についても比較的制約が少なく、婚外子の比率(約五〇%)が高いことなど家族のあり方に関して大きな特徴がある。これらの国は、人口規模も小さく高福祉・高負担を支えていくために人口構造の変動を少なくし労働力を維持していくことが重要な政策課題となっているが、社会保障により個人の子育てへの負担が軽減されており少子化対策の指標である特殊合計出生率の低下の抑制についてはうまく対処している。

第Ⅱ象限は、脱商品化は進んでいるものの脱家長制化が弱いという特徴を持つドイツやフランス、ベルギーな

どの保守主義モデルの国が該当する。男性が外で働き女性は家庭で家事・育児をするという固定的な性別役割分担が制度内に組み込まれた「稼得者モデル」¹⁷⁾として位置づけられる。欧州に代表されるこのモデルの国々では伝統的な家父長制の社会構造がこの分業システムの上に成り立っており、カトリック教会の強い影響もその原因の一つと考えられている。そのため個人の必要はまず家族によって充足されるべきであり、それが不可能なとき初めて国家が介入するという「補正性の原則」を特徴とする。社会保険による社会保障、専業主婦の存在や家族給付に関する母性の強調などの特徴があり、保育所などの家事・育児サービスは低い水準にある。エスピノーアンデルセンのモデルからは、北・中部ヨーロッパと南ヨーロッパは異なる福祉国家レジームとは区別されないが、ジェンダーの視点を入れたシローフや武川のモデルでは文化や社会慣習に影響された制度の違いが明らかになってくる。

第Ⅲ象限は、アイルランドやスイスなどに代表される脱商品化、家父長制化ともに弱い国で、女性の社会参加は抑制され家族福祉への公的関与は低い水準にある。日本は家族福祉が少なく女性の家事・育児・介護負担が社会問題化しているが、先進諸国の相対評価としてはここに位置づけられており、社会保障における日本の現状とこのモデルが意味するものとは符合している¹⁸⁾。戦後、福祉国家の発展とともに女性の賃労働への参入は増加し続けているが、女性には労働と家事労働の二つの役割を果たすためにパートタイム労働や補助的労働が割り当てられてきた。しかし家父長制のシステム下による女性の自立や社会参加の進展は、国や市場のサポートが弱く女性に賃労働（有償労働）と家事・育児・介護など（無償労働）との二重の役割を果たさねばならないという負担感を生んでいる¹⁹⁾。

家父長制が持っていた効率性は女性の人権を抑制するものとして評価され、女性の自己決定権の保障を優先し家族や社会関係を個人主義化することをジェンダーフリー社会と位置づける考え方が日本における男女共同参画の主流となっている。この価値観は社会制度のジェンダーバイアスを明らかにすることに貢献したものの、アジアの伝

統的家族中心主義的な福祉観を正面から否定するため、政策の主張と裏腹に理念の浸透が難しい。むしろ経済的理由による女性の活躍が期待されるという論理が合理性をもって理解される側面をもっている。

第IV象限は、アメリカやオーストラリアなど脱商品化は進んでいないが脱家父長制化の強い国である。女性の家庭や仕事との関係は基本的に自由であるが、国家は社会保障による介入や支援を控えるという特徴がある。これらの国では女性の社会進出が進み、女性の労働力率も高く、能力の高い女性が企業で活躍するなど、男女間の雇用機会の格差は小さい。しかし、育児などのサービスを自己責任で市場から調達することが求められ、女性が外で働くことによって発生するコストを、個人もしくは家庭が捻出する必要がある。この結果「自由主義的の制度は階級の二元論と性差二元論を推進する」²⁰⁾傾向を持つ。また、政治に関与した女性の進出は高い女性の経済活動への参加に反して、社会民主主義モデルの国に比較するとかなり低い政治参加の状況にある。²¹⁾

ジェンダーの視点による福祉国家研究は、社会保障制度がそこに生きる個人にどのような影響を及ぼしているのかを考えるための新たな視角をもたらす。これまでの福祉国家モデルの検討から、保守主義モデルと社会民主主義モデルの相違は、主に家父長制化の違いにあるととらえることができた。また、現在の福祉国家の再構築に関係した新保守主義と社会民主主義という二つの対抗軸に関しては、グローバル化の中では脱商品化に関わる英米モデルと欧州モデルの対立ともとらえられる。

武川は、家父長制はグローバル化しにくいが資本制は容易にグローバル化することから、図2の(I+IV)対(II+III)という家父長制の対抗軸よりも、(I+II)対(III+IV)の資本制に関する対抗軸の方が先鋭化すると考えている。労働コストが製品コストを大きく左右するとき、労働力の商品化へ向けた圧力が強まると考えられる。

八〇年代以降の福祉国家の再編や再構築についての動態的な分析としては、変化のベクトルは国によりⅢ→Ⅱ→Ⅰへ向かう方向と、またはⅡ→Ⅳへと向かって変化するものとに分化するのではないかと推測している。²² 日本は自由主義、社会民主主義、保守主義的要素のミックスされた福祉国家レジームは、規制緩和・民営化・自己責任化などによる構造改革によりⅣの自由主義体制に向かつて変化しつつあるのではないかと私は考える。このことは女性の要求でもある個人単位の社会にも符合するものがある。しかし、「機会の平等」を目指す自由主義体制ではなく、「結果の平等」を主張する社会民主主義体制化（クォータ制や同一価値労働同一賃金制など）への構造的変革は起きにくいと予測する。²³ 雇用政策と福祉国家の再編の方向には密接な関係が見られることから、次章ではジェンダーの視点による福祉国家の雇用政策について検討を進めよう。

第二章 雇用政策がジェンダーに及ぼす影響

（政策選択の幅）

戦後各国の政治は、冷戦の終結とともに政治争点の比重を経済に移してきた。戦前の国家は軍事国家化や植民地化などにより国内経済情勢を一気に変化させることができたが現代国家はそのような選択はとりえず、逆にグローバル化した経済環境の中で外的な要因の影響を強く受け、各国が採用できる政策手法とその効果は制限されることとなった。しかし、戦後すべての福祉国家は経済成長を前提とした国家計画を持っていたという共通性がある。各

国政府が福祉国家体制を維持する戦略として、次の二つの視点が必要となる。

- (一) イノベーションなどの技術革新や産業の活性化により、(持続可能な)成長を目指すこと。
- (二) 低成長に耐え得るような社会システムの再構築と、それに見合ったサービスの提供へと社会保障制度を再調整すること。

科学技術のパラダイム転換も非常にサイクルが早くなり産業構造は凡そ二〇年ごとに構造変革し、国家が開発競争に勝ち残るために莫大な投資と人材の育成経費を負担することが必要となっている。七〇年代後半以降の世界的な経済の低成長により国家財政の規模を拡大することが困難となったが、顕著な社会保障の後退や国民の生活水準の切り下げという痛みを伴う政治的選択は大衆化した中産階級を抱える現代福祉国家の政府にとってダメージが大きく、政治的な選択肢とすることは難しい状況にある。このため福祉国家政策は、基本的に成長を目指し続けるものの、現実的対応として次のA→Eのような雇用に関する適応戦略を採用して福祉国家体制の再編に取り組むものと考えられる。また、成長の限界は雇用創出力の枯渇によっても引き起こされるといふことも忘れてはならない。

既に経済は世界規模化しているが、国境を越えた労働力の自由な移動は制限されているため、企業が国外に出て、そこで労働力を調達し生産するという樞図が生まれ(先進国の産業の空洞化)、そのことが先進国の失業と途上国の労働力に依存する生産システムを拡大していく。また、技術革新により労働生産性が向上すると、成長しても雇用が増加しないという状況も起きる。さらに増大している第三次産業(サービス産業)は労働集約的なものであり、製造業と比較すると生産性が低く、賃金を高く維持することが難しいというジレンマを抱えている。

このような社会政策上の制約条件とジェンダーの視点をそれぞれの福祉国家レジームの再構築戦略について整理しよう。⁽²⁸⁾

A 社会民主主義的戦略（脱商品化十脱家父長制化）

公共部門による雇用創出を図る積極的アプローチをとることにより、社会支出を増加させることを目指す。例えば医療や福祉分野の社会サービスへ政府補助金を出し雇用拡大することや、社会サービスへの需要喚起により雇用を拡大することを行う。このことは労働の脱商品化を進め、また女性の労働市場への参入を進める家事・育児・介護などの家族サービスの社会化・市場化を促進する。このような内需拡大により、新たな雇用創出と経済活動の活性化を図ることができる。スウェーデンなどがとった戦略で、結果として福祉国家のパフォーマンスとしては一定の効果を上げた²²⁾と評価されている。

ジェンダーの視点から見ると、この戦略は女性の社会参加や自己実現への要求に応えながら、生産労働人口の減少を緩和するための労働力を女性や高齢者という潜在化していた人的資源から得ることができ、また生涯にわたる人生の保障が生活の安定と安心感をもたらす効果が期待できる。さらにこのことは労働力不足に対処するために外国人労働者を導入することによる社会変動を最小限に押さえたいくという効果も期待できる。この戦略は、産む性をもつ女性にとって労働市場への再参入も容易な制度であり、女性解放運動支持者によっても支持されやすいものである。

しかし逆に、企業にとっては雇用保険の雇用主負担部分の増加などにより人件費コストが増大し、国際競争や地域間競争の重要なファクターである生産コスト比較で競争力をなくすという欠点がある。また、政府にも社会保障サービスの大半を税など国の関与で運用していくという大きな政府の責任が生まれる。このような体制では「公的支出の比重が高くなり、公的支出に依存する人々（公的部門の雇用者及びその家族や、年金などの社会保障支出に

生活が依存している人々)の数が全人口の多数派になっているために、公的支出とそれをまかなう税負担の抑制がなかなか行えない」という救命ボートのジレンマに陥り、²⁸⁾ 国家制度の変更が中間階層に支持されなくなるという可能性がある。この戦略は、主として社会民主主義的な社会保障制度を持つスカンジナビア諸国など人口的に比較的小規模のネオコーポラティズム国家が取っている政策である。

B 保守主義的戦略(脱商品化+再家父長制化)

労働力を供給制限するという消極的アプローチであり、産業をつうじた労働者としての連帯を強化していく方向となる。

第一の手法として、脱商品化政策をとり労働市場への労働力参入を制限するという方法がある。欧州で採用されている労働時間の短縮によるワークシェアリングや、教育期間の延長、早期退職制度などがこれに当たる。これはジェンダーに対して中立的なものとして政策設計されるが、世帯収入の減少を避けるため時間単位の報酬の安い女性労働者に対して多く適用されると女性の労働市場からの撤退を促すことになる。

第二に、理論として再家父長制化により女性の労働市場からの撤退を進める政策が考えられる。世帯単位での社会保障の実現を進め、家庭における男女が性別役割分担することで再適応化を図ろうとするものである。日本の高度成長期に家庭が専業主婦と企業戦士とに役割分担してきたような社会を再生する政策でもある。これは現在のフェミニストの主張に逆行する家族単位の社会を作る戦略であり、「新しい社会運動」などニュー・ポリティクスの政治の視点からも相当な社会的反発が予想される。しかし、シンガポールやインド、タイなどアジア諸国では、家族を中心とした世界観の中に個人の存在を位置づける社会慣習が根強く、個人単位の社会に反対する考え方も西欧型

福祉国家のオールタナティブとして主張されている。先進諸国にとつての近代化は宗教・社会・家族の軛から個人を開放していく過程でもあったが、再度個になった人間が家族や社会を形成して相互扶助しあう関係をどのよう構築するのか難しい課題が存在している。

このような伝統的な保守主義モデルの国であるフランスやドイツなどは、社会保障は基本的に社会保険方式であり税に直接依存する割合が低いため、国家システムへの負荷は比較的軽い。また労働者としての連帯感を基盤に持つため、労働に対する社会の堅実な価値観が育成される。現在EUでは社会憲章などに男女平等の思想が導入されており、またジェンダーフリー思想の世界的浸透から考えると、理念としての純粋な再家父長制化は政治的に難しい選択であり、現実にも第一の政策が実施可能な選択肢としてとられている。

日本の労働環境は企業別組合を基本としているが、既に労働組合の組織率は二二・二%（一九九九年）と非常に低下していること、また企業が終身雇用や年功の雇用慣行を改めリストラに躊躇しないことや、有能な人材は転職を繰り返して有利な職を得ていく自由主義モデル的な生き方も人々に受容され始めていることから、日本が今後男性も含め保守主義的戦略に止まることはないのではないか考える。

C 自由主義的戦略（再商品化十脱家父長制化）

この戦略のとする社会政策は、サービス業の規制緩和や市場化を進めることであり、アメリカやイギリスなどが採用している。極論すれば賃金規制、失業給付などの廃止を行うことにより雇用環境の流動性が高まり、能力主義が浸透する。結果として所得格差、社会階層の亀裂の拡大は容認せざるを得なくなる。しかし、この政策の積極的な理由付けとして、不平等という負の価値の評価を、個人の自由の擁護により「差異≡自由」へと反転させる考えが

とられる。²⁸⁾

日本では、一九九九年四月に雇用機会均等法や労働基準法等が改正され女性の深夜労働も含め性による差別的取扱を解消することで女性の多様な雇用形態が可能になった。意欲を持つ女性にとって社会進出の制約が減少したが、男性が生き方を変化させ家庭責任を分担しなければ女性の家庭という労働再生産の場への負担は増大することになる。この戦略は家事などの市場サービス化への需要が高まり、新たな雇用の創出につながる可能性がある。経済産業省でも機構改革を二〇〇一年に行いサービス政策課を発足させて、NPOや企業による多様なサービスの産業化の研究をはじめた。しかし、社会慣習がそれを拒み女性の責任として家事・育児をすることを要求する場合には女性の負担の増加を招き、結果として女性の社会進出を抑制する効果をもたらす可能性もある。スーパーウーマンになるか、母親の手助けがなければキャリアウーマンにはなれないという現在の日本の状況は既にこのようなジレンマに陥っている。近年の日本の晩婚化・非婚化傾向は、保守主義的福祉国家が自由化戦略をとっているため、家庭・結婚・育児・介護という社会生活に大きなしわ寄せが及んでいることが理由の一つと考えられる。

しかし逆に、この戦略は政府や企業にとって負担の少ない制度であり、持続可能な成長を目指す福祉国家としては有利な選択肢となる。日本のみならず、英国のブレア政権も社会民主主義的政党であった労働党でありながら、「第三の道」ではサッチャーの「小さな政府」＝「強い政府」の自由化戦略の弊害を緩和しつつも、働くための福祉 (welfare to work) 政策によりこの再商品化路線をとっていると考えられる。

D 第三セクター部門での雇用創出戦略

市場とも国家とも異なる社会的に有用な第三セクターの活用を行う戦略で、例えばNPOの市場的役割の増大や、

第三セクターへ補助金を出し失業率相当の労働者を雇用して社会サービスや家事労働を行わせるなどの手法である。ボランティアやNPO活動の支援につながり、国家が行う社会保障制度を補完し、利用者に近いところで意思決定が行われるというメリットや、パートタイム労働などにも対応しやすく多様な労働の機会が生まれる可能性もある。

「福祉国家から福祉社会へ」という福祉ミックス論や福祉多元主義とも親和性が高く、インフォーマル部門（家族・隣人）、ボランティア部門（自助や相互扶助）、民間営利部門（市場）、及び国家による福祉サービス体制の相互関係の再編につながる。しかし、このような分野が女性を中心として運営される場合、経済的な評価のある仕事とそうでない仕事の間の格差が、新たなジェンダーの格差を生み出す恐れがある。また、この政策は社会保障費の使途をNPOなどに振り向けるといふ使途の変更であり、抜本的な社会保障費の節減につながるものではない。

E 完全雇用へのコミットメントの放棄戦略

完全雇用を目指した労働政策をとらずに、失業にはすべて所得保障で対応するという選択である。社会保険制度にこだわらなければ、市場から評価されていない人（年金生活者や若年失業者）に対してどのような所得保障ができるかという問題として再定義することができる。これも一つの社会政策ではあるが、現実には所得保障をまかないうるのか、またそれは政府の社会政策の責任を放棄するものではないかということが課題として残る。

以上、女性を中心とした雇用戦略の可能性を整理してきたが、次に日本の雇用政策について見てみよう。

（日本の雇用政策）

日本の女性政策の中でも女性に関する雇用問題は参政権の問題とともにいち早く取り組まれてきた。戦後の復興

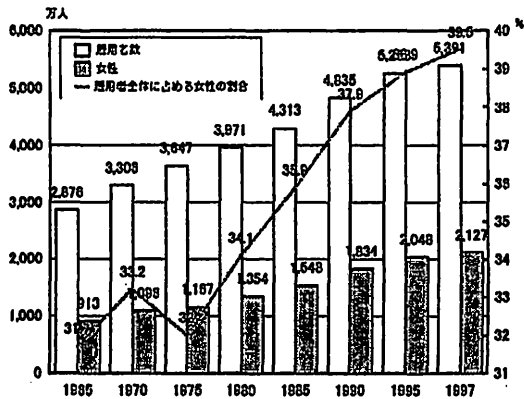
期を経て、高度成長期に急速に農村社会から都市化へと社会構造が変化するなか、女性は家族労働、農業従事者から雇用労働者へと大きく変化しながら職業に参入してきた。特に高度成長期には家父長制に基づく近代家族化が進展する。都市部における核家族の形成過程で、男性は企業で働き女性は専業主婦化するという性に基づく役割分担が社会慣習化していった。これは資本制における個人行動の合理的選択でもあったと考えられる⁽¹⁾。しかし、その後も図3に見られるように、女性の高学歴化にともない経済的自立・自己実現などの要求も強まり、女性の労働市場への参入は急速に増加している。

一九八〇年以降、産業構造の転換やコンピュータによる技術革新などがすすみ、労働力の質的転換のために安価で雇用調整面で弾力性のある女性のパート労働が多用される傾向が生まれてきた。企業のリストラクチャリングにおいても人件費削減の要請が大

きく、男女の正規雇用を派遣労働やパートに置き換えることが行われた。このことは、結果として女性の雇用分野への進出を容易にする条件を提供することになったと考えられる。

しかしながら、女性就業者の増大も女性の労働力が適正に評価されるようになったのではなく、依然として男女の賃金格差は男性賃金に対する六〇〜七〇%台で固定化しており低賃金で使い捨てな雇用形態が温存されている⁽²⁾。

図3 女性雇用者数の増大



出典：井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック第3版』有斐閣、1999年、91頁。

また、扶養手当や税、社会保障制度のあり方は、制度設計上の意図は別として本格的な女性の参入を抑制する影響を及ぼしており、日本型福祉の構造は稼働者モデルを基礎としたものであった。このような条件下において、育児・子育て期の女性は一旦労働から離脱し子育て終了後にパートで復帰することを選択する傾向が強い。女性の社会進出を促進する社会民主主義モデルや自由主義モデルの福祉国家では、女性の年齢別の労働力曲線カーブは男性と同じ山形のカーブを描くが、日本女性はM字カーブのまま長期間にわたり固定化している。このことは日本の保守主義モデル構造を本質的に変える政策がなされていないためであると考えられる。

日本では若い女性の社会進出については受容されてきているものの、子育てを抱えた女性が本格的に労働市場へ参入するための環境整備は進まず女性の社会進出に限界が現れている。このことが、女性は社会で獲得すべき政治的資源の蓄積に遅れをとり、女性の政治参加がすすまない状況をも作り出す遠因となっている。それでは次に、日本の政策の中に潜むジェンダーバイアスの検討について分析を進めたい。

第三章 日本の政策とジェンダーバイアス

ここで日本の主に社会保障に関する施策のジェンダーバイアスについてみてみよう。政策的には一九八五年に女子差別撤廃条約を批准し、国連や先進諸国のジェンダーフリー政策に歩調を合わせた制度改革や法制度の整備が行われてきた。一九九九年の労働基準法、雇用機会均等法、育児介護休業法の一連の改正や男女共同参画社会基本法の制定はその流れを汲むものである。政府でも一九九四年以降総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設

置し、女性の地位向上と社会参加の促進など一連の女性政策を行っている。

それでは、そのような現実の政策の方向性（小泉政権）は、果たして女性団体の主張や男女共同参画審議会答申に見られるような社会民主主義的な政策変更の意図とどう関係するのだろうか。日本は女性が家庭で無償労働を提供するという前提に基づき、公的資金の支出については効率良く社会保障制度を運用してきたことは、国民経済に占める政府の比率から確認されている。³⁵ 結論を先取りすれば、政府では経済政策を中心に新保守主義的な政策をとることが必要であるという認識が強まっているが、総理府（現内閣府）の男女共同参画審議会の答申³⁶では、多分に社会民主主義的な政策、いわゆるスカンジナビア諸国の制度を範とするような政策の提言が散見される。しかし、これが自民党との調整を経て政府の基本計画³⁷となるとき、保守主義的な要素が留保された自由主義的政策へと修正されている。³⁸

男女の社会的な役割が果たす機能の変更については、家族関係や労働、社会保障など幅広い社会構造の再調整を必要とするが、伝統的家族を中心とする社会秩序の維持への回帰が理想であるとする考えの保守主義派と、女性の人権に配慮する範囲での個人主体の社会と女性の社会進出については認めるものの社会民主主義的な国家体制は望まない自由主義派、そして平等を中心概念として政治的平等・経済的平等・社会的平等の擁護を追究する社会民主主義派の三つの考えに大きくわかれる。

表1では、現実の日本社会、男女共同参画審議会の提言、政府の男女共同参画計画、そして小泉内閣の基本方針をもとに、福祉国家体制にかかわる基本概念の揺れを示した。今までのモデルの検討でも明らかになったように現在の社会制度は保守主義的な傾向を強く帯びている。しかし、男女共同参画審議会には学識経験者二五名による委員（男性は内九名）でプロ・フェミニズムのメンバーが多いことから、主張の政治的な意味合いは社会民主主義的

なものへ振れている。また、政府の男女共同参画計画は、提言の社民的な内容に対して各省や自民党との調整のなかで変更を加え、自由主義や保守主義的な要素を増加させている。

このような事例以外にも、世帯単位制をとっているためジェンダーに対して中立的でないとされる制度として、夫婦同姓などの家族法、配偶者に関する税制、国民年金制度における被用者の被扶養配偶者（第三号被保険者）制度、健康保険制度における被扶養配偶者（介護保険制度の第二号被保険者を含む）、遺族年金や夫婦間の年金権の分割、配偶者手当などがあげられている。これらは家庭の中で働く人（主に夫）が社会保険制度による社会保障の主体となり、家族や妻はその被扶養者

表1 男女共同参画政策の基本概念の揺れ

政策項目	現行社会制度	男女共同参画 審議会提言	男女共同参画計画	小泉内閣の 基本方針
社会保障の 単位	家族単位 C	個人単位 L, S	個人単位 L, S	言及せず
女性の社会 進出	自然に増加 育児で中断 C	積極的に支援 保育所の充実 S	積極的に支援、保 育所の充実 S	仕事と育児 の両立支援 L
賃金	終身雇用C 年功序列	能力主義 L 積極的は正 S	能力主義L 積極的は正 S	能力主義L
育児	家庭の責任 C	保育サービスの 充実 S	保育サービスの充 実 S	少子化対策 として保育 所の拡大L
女性の方針 決定過程へ の参画拡大	形式的平等 L	積極的は正措 置 S	積極的は正 措置 S	言及せず
農家の家族 経営協定締 結	社会はC (農水省は推 進 L)	推進 L	記述せず C (自民党の反対)	言及せず C
小さな政府・ 大きな政府	小さな政府 L	大きな政府 S	言及せず	小さな政府 L

注 Cは保守主義的な傾向、Lは自由主義的な傾向、Sは社会民主主義的な傾向を意味する

となるという構図があるためである。例えば、第三号被保険者制度の専業主婦を優遇する年金制度は、女性の雇用の場への進出を抑制する効果があること、また賃金が安い共稼ぎの世帯が増加しているにもかかわらず家計収入の高い専業主婦のいる世帯を優遇することになるということから、これらの制度の廃止が社会民主主義派や自由主義派から議論されている。しかし、保守派からは女性の役割について子育てには母親は不可欠でありそれを望む女性も多いこと、生物学的な母性論により本性として女性が育児を行うことが自然であり母子ともに幸せであるという議論があり、それに対して母性神話論による再反論がなされている。³⁹

バブル崩壊以降の日本の政治は、規制緩和や民営化などの市場機構の再構築という自由主義モデル的政策を採用することで活性化を図ろうという取組が進められており、二〇〇一年五月の小泉政権発足でも民営化、社会保障制度の見直しなど顕著な新保守主義的政策をとることを所信表明した。⁴⁰ 他方、先に見たように政府や地方自治体は男女共同参画政策の取組を進めており、まだ国民の完全なコンセンサスは得られていないものの、社会制度の基本単位を「世帯」から「個人」へ移行させる政策を確立しようとしている。⁴¹

このことから仮に税制や社会保障制度などの社会システムをこのような体系に変更するとするならば、武川モデルの家父長制化を強める保守主義モデルへの移行ではあり得ず、自由主義的モデルへの移行か、社会民主主義的なモデルへの接近かのいずれか二つの選択肢となる。社会・経済的要因も考慮すると、前にも述べたように日本は自由主義モデルへの変化を辿るのではないかと考える。

その理由として、第一に社会民主主義モデルの国は大きな社会保障支出への国民の強いコンセンサスが条件であり、現在の日本の政治状況でこのような政策へ向けての国民的コンセンサスを作り出ことは難しい。第二に社会民主主義は労使代表を国家政策全体への協力と団体相互間の妥協調整に取り込んだネオ・コーポラティズム的国家介

入主義に特徴があるが、日本の労使団体にはその利害調整と社会統合能力に欠けていること。加茂によれば、日本の体制は欧米と異なる「労働抜きのコーポラティズム体制」と表現され、「日本型福祉国家は、大企業労使連合を基礎とした自由主義勢力と地方の保守主義勢力を包括する自民党政権の下で、自由主義モデルと保守主義モデルの性格を併せ持ったものとして形成された」と考えることができる。第三に女性解放運動の主目的は家父長制を告発することであり、個人単位の社会はその方向に合致していること。第四に日本型福祉の柱であった家族福祉の機能が低下していることから、福祉社会化が市場による補充が必要であること。第五に自己責任により市場から福祉サービスを購入するという市場原理の導入が既に始まっていること。二〇〇〇年から開始された介護保険制度は、自己負担と社会保険方式で運用され、公的負担を抑制しつつサービス契約は個人が判断して選択をするというシステムが採用された。この福祉国家体制における自由主義的ロジックの重視は、今後の制度の見直しにも影響を与えているものと考えられる。第六に、小泉内閣の所信表明からも明らかのように「年金、医療、介護については、「自助と自立」の精神を基本とし、世代間の給付と負担の均衡を図り」制度を再構築することを目指していることである。

以上のことから、日本の社会保障制度の再構築は、保守主義モデルをベースにしつつも、社会民主主義モデルではなく自由主義的モデルへ移行していくのではないかと私は考える。国民の意識調査によると一般的に男性や高齢女性などに性別役割分担の変更について根強い反発も見うけられるが、イングルハート等の研究にも見られるように世代交代とともに国民の価値観は着実に変化しており、ジェンダーへの寛容度が高まる方向へ変化していることが確認されることから、家父長制への再帰ではない再構築への変化を強く予測させる。

終わりに

これまでの検討で、福祉国家体制がジェンダーに規定された構造体であるということ、「福祉国家の危機」以降の再編がジェンダーギャップを必ずしも縮小する方向へは働かない可能性があるということ、さらに日本は保守主義的国家体制を自由主義的なものを強めながら福祉国家レジームを変化させているということが明らかになった。

ジェンダーに関係する研究はこれまで主に女性学や社会学の分野で取り扱われており、政治分析にジェンダーの視点を使うことは日本ではまだ主流化しているとは言えない状況にある。それはフェミニズムの視点に対する偏見や、とりわけ男性にとってジェンダーギャップの問題自体が主体的に重要な政治課題となりえると認識されてこなかった歴史的経緯でもある。しかし、一定水準の福祉国家が形成された後の比較福祉国家研究にとって、家族と市場と国家をつなぐジェンダーの視点は重要な分析視角になると考える。

この論文では扱えなかったが福祉国家体制を考える上で重要な変数として、女性や高齢者の政治参加や環境問題への姿勢なども考えられ、これらのイシューについては今後の課題としたい。

(注)

- (一) Gøsta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press, New Jersey, 1990. Gøsta Esping-Andersen ed., *Welfare States in Transition: National Adaptions in Global*

	福祉国家類型とその社会保障の論理		
エスピン=アンデルセンの類型論	保守主義(コーポラティズム)モデル	自由主義モデル	社会民主主義モデル
ティトマスの類型論	産業的業績達成福祉モデル	貧窮的(残余的)福祉モデル	制度的再分配モデル
代表的な国	フランス、ドイツなど欧州大陸国	アメリカ、イギリスなどのアングロサクソン系国	スウェーデンなどのスカンジナビア諸国
福祉国家の目的	労働者の所得保障	貧困と失業の緩和	平等、普遍的再分配、所得保障
基本原理	拠出性	選別主義	普遍主義
手法	社会保険	目的を定めて	再分配
該当要件	資格	必要性	市民権
給付請求原理	仕事	貧困	居住
給付金の構造	負担金や給与に関連した比例した給付	所得調査を経た給付	均一給付
社会保障の財政基盤	雇用関係の拠出金(保険料)	税	税
社会保障の運営主体	共済組合、金庫など	国	国、地方自治体
家父長制	家父長制化	脱家父長制化	脱家父長制化
労働の商品化	脱商品化	商品化	脱商品化

- (2) クリストファー・ピアソン、田中浩・神谷直樹訳「曲がり角にきた福祉国家」未来社、一九九六年。
- (3) 大山博「福祉国家研究の課題」大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編著「福祉国家への視座—揺らぎから再構築へ—」ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、二七一―二九九頁、などの研究が参考となる。
- (4) エスピン=アンデルセンの福祉国家類型の特徴をまとめると左のようになる。

- (5) イングルハート「静かなる革命—政治意識と行動様式の変化」東洋経済新報社、一九七八年。Ronald Inglehart, *Culture Shift. In Advanced Industrial Society*, Princeton University Press, New Jersey, 1990. Ronald Inglehart, *Modernization and Postmodernization: Cultural, Economic, and Political Change in 43 Societies*, Princeton University Press, New Jersey, 1997.
- (6) Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, op. cit., pp.35-55.
- (7) Gøsta Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press, New York, 1999, pp.45-72. G・ヘルマン・マンデルセン、渡辺雅男、渡辺真千訳「ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学」藤井書房、二〇〇〇年、七七一—七三三頁。
- (8) エズピン＝アンダールセン、前掲書、xiii頁。日本語版の序文で、ジェンターの視点からの批判に対する再考を記述している。
- (9) 渡辺博明「ニュー・ポリテイクスとポスト福祉国家の社会福祉」賀来健輔・丸山仁編著「ニュー・ポリテイクスの政治学」ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、一七二—一七七頁。また藪野は、政府・市場・社会の関係から現代社会をとらえなおす試みを行っている。分権型社会、福祉社会化などを考えるための興味深い視点である。藪野祐三「社会主義」と「社会の主義」の狭間—NPOに見る「社会の主義」の萌芽」九州大学法政学会「法政研究」第六八巻第一号、二〇一—二二〇頁。
- (10) Alan Siaroff, "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology", in Diane Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, SAGE Publications, London, 1994, pp.82-100. 北明美「マンター平等—家族政策と労働政策」岡沢憲美・宮本太郎編「比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ」法律文化社、一九九七年、一七八—二〇四頁。
- (11) Diane Sainsbury, *Gender, equality, and welfare states*, Cambridge University Press, Cambridge, 1996,

- pp.49-72. Diane Sainsbury, "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare State", in Diane Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, op. cit., pp.150-169. フランソワーズ・ザヴィエ・メリアン、石塚秀雄訳「福祉国家」白水社、二〇〇一年、一一七頁。
- (12) 大沢真理「社会保障政策—ジェンダー分析の試み」毛利健三編『現代イギリス社会政策史』ミネルヴァ書房、一九九九年、九八―九九頁。
- (13) 武川正吾「社会政策の中の現代—福祉国家と福祉社会」東京大学出版会、一九九九年、一五六―一六〇頁。
- (14) 岡沢慈美「コンセンサス・ポリティクス」の機能と構造—高負担社会の政治・行政」丸尾直美・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』東京大学出版会、一九九九年、八七頁。
- (15) 完全雇用政策を公共セクターの仕事を増やすことで達成し、教育・福祉などに多数の女性が従事するようになった。一方、民間セクターなどには、依然として女性の進出は少なく、職種によるジェンダーギャップは大きい。岡沢慈美・宮本太郎編『スウェーデンハンドブック』早稲田大学出版部、一九九七年、二二―二二頁。
- (16) 宮本太郎「福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学」法律文化社、一九九九年、七〇―一〇九頁が、スウェーデン、アメリカ、イギリス、ドイツの人口問題と福祉国家戦略について詳しい。
- (17) Diane Sainsbury, "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare State", in Diane Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, op. cit., pp.153.
- (18) 堀橋孝文「現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望」日本評論社、一九九七年、一五八―一六〇頁。
- (19) 意識調査によると、理想の子供は三人というのが一番多いが、現実には特殊合計出生率は二〇〇〇年で一・四三である。この格差は、子育てへの心理的・経済的負担感が大きな理由となっている。
- (20) フランソワーズ・ザヴィエ・メリアン、前掲書、一一七頁。

- (21) 女性の政治参加度について国会議員における女性議員の比率で比較すると、スウェーデンの四二・七%を筆頭に、デンマーク、フィンランド、ノルウェイなどスカンジナビア諸国が続き、オランダ五位、ドイツ七位、オーストラリア二位、カナダ七位、イギリス三〇位、アメリカ四八位、フランス五七位、日本七九位となっている。(インター・パラメンタリー・ユニオン、二〇〇〇年九月二五日現在調査)。
- (22) 武川、前掲書、一五八―一五九頁。
- (23) 民主化の過程におけるネオリベリズム体制への変化がベルの女性にもたらした階層化の事例研究は、体制変更の影響が女性とひとくくりできない問題を生じること示唆している。後藤政子「ネオリベリズム時代の女性たち―ラテンアメリカのケース」神奈川大学人文学研究所編「ジェンダーポリティクスのゆくえ」勁草書房、二〇〇一年、二〇二―二〇五頁。
- (24) 大沢真理「労働のジェンダー化」『岩波講座現代社会学11 ジェンダーの社会学』、岩波書店、一九九五年、八五―一〇六頁。
- (25) サービス労働の低生産性から、このような社会サービスを家事労働やボランティアワークといった無償労働に依存すると、労働の再商品化を進める可能性がある。また供給源を女性に頼ると再家父長制化を進めることにつながる。
- (26) 武川、前掲書、一八〇―一八五頁。
- (27) スウェーデンでは、保育所の開設を女性が手軽にできるようにし、専業主婦のために雇用の場を創設することと保育所施設の充実という二つの目的を達成した。
- (28) 丸尾直美「スウェーデンの経済と福祉―現状と福祉国家の将来」中央経済社、一九九二年、三二頁。
- (29) 丸山仁「新しい政治」への挑戦」前掲「ニュー・ポリティクスの政治学」、二八頁。
- (30) 武川正吾「福祉国家と福祉社会の協働―連帯と承認をめぐる弁証法」前掲「社会政策研究二」、二九―五〇頁。

- (31) 瀬知山角「東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学」勁草書房、一九九六年。
- (32) 二宮厚美「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」佛敎大学総合研究所「ジェンダーで社会政策をひらく」ミネルヴァ書房、一九九九年、九一—一三二頁。
- (33) 我が国の男女共同参画政策でも、各種政策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響力について勘案する必要があるとし、影響力評価の調査が重要視されてきている。総理府「男女共同参画に及ぼす影響力評価の調査」、平成二二年二月。
- (34) 御巫由美子「女性と政治」新評社、一九九九年、一二三—一三四頁。岩井八郎・真鍋倫子「M字型就業パターン」の定着とその意味」盛山和夫編「日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族」東京大学出版会、二〇〇〇年、六七—九一頁。
- (35) 加茂利男「日本型政治システム—集権構造と分権改革」有斐閣、一九九三年、六〇—六一頁。
- (36) 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定」に当たつての基本的な考え方—二一世紀の最重要課題」、二〇〇〇年九月。
- (37) 総理府「男女共同参画基本計画」、二〇〇〇年二月。
- (38) 二〇〇〇年二月の全国都道府県に対する基本計画説明会議で総理府男女共同参画室長が農家の家族経営協定締結の推進を農水省は行っているが、自民党の反対で計画には入れられなかったと発言。夫婦別姓についても自民党内の反対が根柢よい。
- (39) フェミニニストに対する公の議論は人権に否定的な立場を連想させるようであり少ない。しかし、地方議会での議論や保守主義的雑誌、インターネットなどに散見される。個人単位の社会化への反論として、林道義「フェミニズムの害毒」草思社、一九九九年などがある。
- (40) 「朝日新聞」二〇〇一年五月八日。

- (41) 男女共同参画審議会、前掲書、八頁。総理府、前掲書、一八頁。
- (42) 阪野智一「社会民主主義」西川知一編「比較政治の分析枠組」ミネルヴァ書房、一九八六年、二四五頁。
- (43) 加茂、前掲書、六六頁。
- (44) 宮本、前掲書、二七六頁。日本型福祉国家は、経済成長の果実を、福祉政策ではなく、公共事業や保護・規制による雇用創出により再分配するという特徴を持っていた。また日本の保守主義は、福祉国家を地域や家庭の伝統を壊すものとして捉えていた。
- (45) 上野真也「性別・年齢別集団と政治参加」九州大学政治学研究室「政治研究」四七号、四六頁は、熊本県民の意識調査により、ジェンダフリーの考え方に対するジェネレーション・ギャップの存在について論じている。